

『慶弔規定』

1. 正会員本人の結婚(初婚)に対してお祝い金参萬円を贈る。
2. 正会員本人、正会員の配偶者が死亡した時は生花又は花環等1ヶ及び香典壹萬円を贈る。
3. 正会員本人が病気、負傷で2週間以上入院されたとき、又は不遇の事故、災害に遭遇した時は会長・副会長で協議の上決定する。
4. 上記規定は会員取得後1年以上在籍した正会員に適用する。
5. 上記慶弔規定は事務局へ下記の期間までの申出により適用する。
 - ①結婚後3ヶ月以内とする。
 - ②生花又は花環等の申出期間はお通夜の前日までとする。
 - ③香典については初七日までとする。
6. 上記規定に規定されていないものについては運営規則第 17 条 2 を適用する。

付則 上記規定は 平成 30 年 7 月 6 日の理事会により決議され施行する。